

第 7 号議案

関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例制定の件

関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

平成23年 1 月 15 日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第4項の規定に基づき、関西広域連合議会の議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第 2 条 議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 議長 年額36,000円
- (2) 副議長 年額30,000円
- (3) 議員（議長及び副議長を除く。） 年額24,000円

(議員報酬の支給)

第 3 条 議員報酬は、その年度分を年度末月に支給する。ただし、年度の中途においてその職を離れた者に対する議員報酬は、その都度支給する。

- 2 新たに議員になった者にはその月から報酬を支給し、議員が議長若しくは副議長に就任し、又は議長若しくは副議長を退任したことにより議員報酬の額に異動を生じた場合には、その月から新たな職に対する報酬を支給する。
- 3 議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会解散によりその職でなくなったときは、その報酬の額は、その在職月数を基礎として月割により計算した額とする。
- 4 任期満了、辞職、失職、除名又は議会解散した月において再び同一の職に選挙された場合には、前項の規定にかかわらず、議員報酬を重複して支給しない。

(費用弁償)

第 4 条 議員が公務のために旅行したときは、広域連合長に弁償する費用の種類及び額に相当する種類及び額の費用を弁償する。

- 2 前項に規定するもののほか、議員が職務を行うために要した費用は、その相当額を弁償する。
- 3 議員に対する費用弁償の支給方法については、関西広域連合職員の旅費に関する条例（平成22年関西広域連合条例第11号）の規定の例による。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。